

担い手支援スペシャリスト派遣要領

(趣旨)

第1 群馬県担い手育成総合支援協議会（以下、「県協議会」という。）は、農業の担い手（認定農業者、農業法人、集落営農組織等）の経営改善に向けた取り組みを支援するため、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、食品産業・市場関係者等の専門知識・技能を有する者を「担い手支援スペシャリスト（以下、「スペシャリスト」という。）」として委嘱している。

この要領は、地域段階の活動を推進するため、農業経営改善に向けた取り組み支援を目的とした研修会等へのスペシャリストの派遣に必要な事項を定める。

(派遣の要件)

第2 県協議会会長は、次のすべての要件を満たすとき、スペシャリストを派遣することができる。

(1) 研修会等の主催者（派遣申請者）が、地域担い手育成総合支援協議会、地域農業再生協議会又はそれらの構成機関である市町村、農業委員会、JA等（以下、「地域協議会等」という。）であること。

なお、市町村を越えた広域で実施する場合や共催による実施も可能とする（主催者の代表が派遣を申請）。

(2) 研修会等の対象者は、農業の担い手が主であること。

(3) 研修会等への派遣先は県内とし、会場は研修会等の主催者（派遣申請者）が用意すること。

(派遣申請及び決定の手続)

第3 スペシャリストの派遣申請及び決定の手続きについては、次のとおりとする。

(1) スペシャリストの派遣を希望する地域協議会等は、別紙1号様式「担い手支援スペシャリスト派遣申請書」により、県協議会会長へ申請をするものとする。

(2) 県協議会会長は申請内容について、適当と認めた場合は派遣を決定し、申請者へ別紙2号様式「担い手支援スペシャリスト派遣決定通知書」により通知をする。また、別紙4号様式「担い手支援スペシャリスト派遣書」によりスペシャリストへ通知をする。

(派遣実績の報告)

第4 研修会等の主催者（派遣申請者）は、研修会等終了後、速やかに別紙3号様式「担い手支援スペシャリスト派遣実績報告書」に研修会等の資料を添付して、県協議会会長へ提出する。

(費用負担)

第5 スペシャリストの派遣に係る費用のうち、報酬及び旅費は、県協議会の定めにより予算の範囲内で県協議会が負担する。その他の費用は、研修会等の主催者（派遣申請者）が負担する。

附 則

この要領は、平成25年12月2日から施行する。